⑵　筋萎縮性側索硬化症又は筋ジストロフィーの患者であって、在宅において麻薬等の注射を行っている患者
⑶　⑴又は⑵に該当しない場合であって、緩和ケアを要する心不全、呼吸器疾患又は腎不全の患者に対して、在宅において麻薬の注射を行っている末期の患者
ハ　悪性腫瘍の患者であって、在宅において抗悪性腫瘍剤等の注射を行っている患者
ニ　在宅強心剤持続投与を行っている患者
ホ　別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている患者

Ｃ１６２　在宅経管栄養法用栄養管セット加算　2,000点
注　在宅成分栄養経管栄養法、在宅小児経管栄養法又は在宅半固形栄養経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者（在宅半固形栄養経管栄養法を行っている患者については、区分番号Ｃ１０５－３に掲げる在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料を算定しているものに限る。）に対して、栄養管セットを使用した場合に、第１款の所定点数に加算する。

Ｃ１６３　特殊カテーテル加算
１　再利用型カテーテル　400点
２　間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル
イ　親水性コーティングを有するもの
⑴　60本以上90本未満の場合　1,700点
⑵　90本以上120本未満の場合　1,900点
⑶　120本以上の場合　2,100点
ロ　イ以外のもの　1,000点
３　間歇バルーンカテーテル　1,000点
注　在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外の患者に対して、再利用型カテーテル、間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル又は間歇バルーンカテーテルを使用した場合に、第１款の所定点数に加算する。

Ｃ１６４　人工呼吸器加算
１　陽圧式人工呼吸器　7,480点
注　気管切開口を介した陽圧式人工呼吸器を使用した場合に算定する。
２　人工呼吸器　6,480点
注　鼻マスク又は顔マスクを介した人工呼吸器を使用した場合に算定する。
３　陰圧式人工呼吸器　7,480点
注　陰圧式人工呼吸器を使用した場合に算定する。
注　在宅人工呼吸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、人工呼吸器を使用した場合に、いずれかを第１款の所定点数に加算する。

Ｃ１６５　在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算
１　ＡＳＶを使用した場合　3,750点
２　ＣＰＡＰを使用した場合　960点
注　在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、持続陽圧呼吸療法用治療器を使用した場合に、第１款の所定点数に加算する。

Ｃ１６６　携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算　2,500点
注　次のいずれかに該当する入院中の患者以外の患者に対して、携帯型ディスポーザブル注入ポンプを使用した場合に、第１款の所定点数に加算する。
イ　悪性腫瘍の患者であって、在宅において麻薬等の注射を行っている末期の患者
ロ　悪性腫瘍の患者であって、在宅において抗悪性腫瘍剤等の注射を行っている患者
ハ　イ又はロに該当しない場合であって、緩和ケアを要する心不全、呼吸器疾患又は腎不全の患者に対して、在宅において麻薬の注射を行っている末期の患者

Ｃ１６７　疼痛等管理用送信器加算　600点
注　疼痛除去等のため植込型脳・脊髄刺激装置又は植込型迷走神経刺激装置を植え込んだ後に、在宅疼痛管理、在宅振戦管理又は在宅てんかん管理を行っている入院中の患者以外の患者に対して、疼痛等管理用送信器（患者用プログラマを含む。）を使用した場合に、第１款の所定点数に加算する。

Ｃ１６８　携帯型精密輸液ポンプ加算　10,000点
注　肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外のものに対して、携帯型精密輸液ポンプを使用した場合に、第１款の所定点数に加算する。

Ｃ１６８－２　携帯型精密ネブライザ加算　3,200点
注　肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外のものに対して、携帯型精密ネブライザを使用した場合に、第１款の所定点数に加算する。

Ｃ１６９　気管切開患者用人工鼻加算　1,500点
注　気管切開を行っている患者であって入院中の患者以外のものに対して、人工鼻を使用した場合に、第１款の所定点数に加算する。

Ｃ１７０　排痰補助装置加算　1,829点
注　在宅人工呼吸を行っている入院中の患者以外の神経筋疾患等の患者に対して、排痰補助装置を使用した場合に、第１款の所定点数に加算する。

Ｃ１７１　在宅酸素療法材料加算
１　チアノーゼ型先天性心疾患の場合　780点
２　その他の場合　100点
注　在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に係る機器を使用した場合に、第１款の所定点数に加算する。

Ｃ１７１－２　在宅持続陽圧呼吸療法材料加算　100点
注　在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に係る機器を使用した場合に、第１款の所定点数に加算する。

Ｃ１７１－３　在宅ハイフローセラピー材料加算　100点
注　在宅ハイフローセラピーを行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に係る機器を使用した場合に、第１款の所定点数に加算する。

Ｃ１７２　在宅経肛門的自己洗腸用材料加算　2,400点
注　在宅で経肛門的に自己洗腸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自己洗腸用材料を使用した場合に、第１款の所定点数に加算する。

Ｃ１７３　横隔神経電気刺激装置加算　600点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、在宅人工呼吸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、横隔神経電気刺激装置を使用した場合に、第１款の所定点数に加算する。

Ｃ１７４　在宅ハイフローセラピー装置加算
１　自動給水加湿チャンバーを用いる場合　3,500点
２　１以外の場合　2,500点
注　在宅ハイフローセラピーを行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅ハイフローセラピー装置を使用した場合に、第１款の所定点数に加算する。

Ｃ１７５　在宅抗菌薬吸入療法用ネブライザ加算
１　１月目　7,480点
２　２月目以降　1,800点
注　在宅抗菌薬吸入療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、超音波ネブライザを使用した場合に、第１款の所定点数に加算する。

第３節　薬剤料

区分
Ｃ２００　薬剤　薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき１点未満の端数を切り上げて得た点数に１点を加算して得た点数とする。
注１　薬価が15円以下である場合は、算定しない。
２　使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第４節　特定保険医療材料料